

平成 20 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 電 算 シ ス テ ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宮 地 正 直
(コード番号：3630 東証二部・名証二部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 町 田 孝 道
(TEL 058-279-3456)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 20 年 9 月 25 日開催の当社取締役会において、当社普通株式株券の東京証券取引所及び名古屋証券取引所への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|---|
| (1) 募 集 株 式 の 数 | 当社普通株式 900,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（平成 20 年 10 月 9 日の取締役会で決定する。） |
| (3) 払 込 期 日 | 平成 20 年 10 月 29 日（水曜日） |
| (4) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金
に 関 する 事 項 | 平成 20 年 10 月 21 日に決定される予定の引受価額を基礎とし、会社計算規則第 37 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の二分の一相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする。 |
| (5) 募 集 方 法 | 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、大和証券エヌエムビーシー株式会社、東海東京証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社及び高木証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発 行 価 格 | 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 20 年 10 月 21 日に決定する。） |
| (7) 申 込 期 間 | 平成 20 年 10 月 22 日（水曜日）から
平成 20 年 10 月 27 日（月曜日）まで |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (9) 株 券 受 渡 期 日 | 平成 20 年 10 月 30 日（木曜日） |
| (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|----------------|-----------------------------------|-----------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 400,000 株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 岐阜県岐阜市神田町六丁目 11 番地
岐阜信用金庫 | 150,000 株 |
| | 岐阜県岐阜市中竹屋町 41 番地
内木 一博 | 100,000 株 |
| | 岐阜県岐阜市大洞桐ヶ丘 3 番地 29 号
山口 篤美 | 60,000 株 |
| | 岐阜県岐阜市正木中一丁目 1 番 1 号
カワボウ株式会社 | 50,000 株 |
| | 岐阜県岐阜市宇佐南一丁目 6 番 8 号
大日本土木株式会社 | 40,000 株 |
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 券 受 渡 期 日 上記 1. における株券受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | | |
|----------------|----------------------------------|---------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 195,000 株（上限） |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号
野村証券株式会社 | 195,000 株（上限） |
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 券 受 渡 期 日 上記 1. における株券受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式の発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- | | | |
|-----------------|---------------------------|-----------|
| (1) 募 集 株 式 の 数 | 当社普通株式 | 195,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（上記 1. における払込金額と同一とする。） | |
| (3) 申 込 期 日 | 平成 20 年 11 月 27 日（木曜日） | |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (4) 払 込 期 日 平成 20 年 11 月 28 日 (金曜日)
- (5) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金
に 関 する 事 項 平成 20 年 10 月 21 日に決定される予定の割当価格を基礎とし、会社計算規則第 37 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の二分の一相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定 (上記 1. における引受価額と同一とする。)
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記 3. に記載のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

- ① 募集株式の数 普通株式 900,000株
- ② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 400,000株
オーバーアロットメントによる売出し195,000株
(※)

(2) 需要の申告期間 平成20年10月14日(火曜日)から
平成20年10月20日(月曜日)まで

(3) 価格決定日 平成20年10月21日(火曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成20年10月22日(水曜日)から
平成20年10月27日(月曜日)まで

(5) 払込期日 平成20年10月29日(水曜日)

(6) 株券受渡期日 平成20年10月30日(木曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である宮地正直(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成20年9月25日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式195,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成20年10月30日から平成20年11月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所若しくは名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当に応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	3,720,000株
公募による増加株式数	900,000株
第三者割当増資による増加株式数	195,000株(最大)
増加後の発行済株式総数	4,815,000株(最大)

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行による手取概算額 841,740 千円（*）については、岐阜本社におけるソフトウェア開発、サーバ等の購入及び社屋補修等の設備資金に 71,000 千円、ソフトウェア会社への出資又はソフトウェア会社の事業の買収へ 573,740 千円、借入金の返済に 197,000 千円を充当する予定であります。なお、調達資金は、具体的な充当期が到来するまでは、安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

また、第三者割当増資の手取概算額上限 184,977 千円（*）についても、ソフトウェア会社への出資又はソフトウェア会社の事業の買収に充当する予定であり、具体的な充当期が到来するまでは、安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

（*）有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,020 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

（1）利益配分の基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、中長期的な企業価値の増大が利益還元の最大の源泉になるものと考えております。配当政策につきましては、将来の企業価値の増大に向けた事業展開のための内部留保を図るとともに、当社の財務状況、収益動向及び配当性向等を総合的に判断しつつ、継続的かつ安定的な配当を年1回行うことを基本方針としております。

（2）内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、新しい情報技術への開発投資、人材確保・育成投資、M&A投資及び内部技術インフラの整備投資並びに経営管理機構の強化等の中長期的な企業価値の増大を図るための先行投資に投入していくこととしております。

（3）今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の増資後、増配又は株式分割等を行うことにより、積極的に株主への利益還元を実施したいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成17年12月期	平成18年12月期	平成19年12月期
1株当たり 当期純利益	260.56円	299.09円	524.64円
1株当たり 配当金 (1株当たり中間配当金)	50.00円 (—)	50.00円 (—)	95.00円 (—)
実績配当性向	19.2%	16.7%	18.1%
自己資本当期純利益率	6.7%	6.6%	11.6%
純資産配当率	1.1%	1.1%	1.9%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。
3. 平成19年12月期は45.00円増配し、年95.00円配当といたしました。
4. 当社は、平成20年3月4日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。そこで、株式会社東京証券取引所の取引参加者代表者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成20年4月2日付東証上会第428号）、及び株式会社名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成20年4月4日付名証自規G第8号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、平成17年12月期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	平成17年12月期	平成18年12月期	平成19年12月期
1株当たり当期純利益（円）	52.11	59.82	104.93
1株当たり配当額（円） (1株当たり中間配当額)	10 (—)	10 (—)	19 (—)

5. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程及び株式会社名古屋証券取引所の株券上場審査基準で定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

6. その他

今回の公募による募集株式発行並びに株式売出しに当たっては、当社の従業員持株会に対して、公募による募集株式数900,000株のうち一定の株式を販売する予定であります。

- (注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。